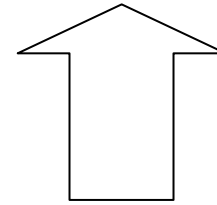


通番	大項目		6市町村協議	4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目			方針 時期	調整内容					方針 時期
	小項目									
	細項目									
1	08 建設 04 公営住宅の状況 01 市町村営住宅 03 収納	統合 (一本化) 合併時	1 他の収納業務との総合的な調整が必要であるが、新市においては 釧路市で行っている委託方式をベースに、収納業務の効率化及び収 納経費の節減を図る。	同左 同左	同左			建設	25-18	



再協議の参考として、9月10日第3回行財政小委員会で承認された(仮称)総合行政センターに関する調整内容を下記のとおり提示。

【03 - 04 - 01 - 02】「支所・出張所」

- 1 合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 支所の機能(事務分掌)は、釧路市の制度に一本化する。
- 3 合併前の3町の本庁を、「(仮称)総合行政センター」とし、次の業務を担当する。
 (1)行政管理部门(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(期日前投票・不在者投票)、本庁との連絡調整)
 (2)地域政策部門(地域振興、活性化対策)
 (3)施設管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等)
 (4)戸籍住民部門
 (5)保健福祉・年金保険(国保、介護、国民年金)部門
 (6)税務部門(申告、納税、税務証明)
 (7)産業部門(産業全般、家畜の防疫)
 (8)環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地)
 (9)民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育)
 (10)教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー、社会教育主事、学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等)
 (11)防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)
- 4 「(仮称)総合行政センター」の総括責任者(長)は、部長職以上とする。